

温室効果ガス排出量可視化支援事業業務委託

質問回答

番号	質問	回答
1	<p>「温室効果ガス排出量可視化研修会」の開催について、本事業の対象となる「県内中小企業」とは、滋賀県内に本社を有する企業のみを指すのか、それとも県内に事業所・工場・支店等を有する企業も含むのか。あわせて、中小企業の判定は中小企業基本法上の定義による理解でよいか。</p>	<p>「温室効果ガス排出量可視化研修会」および「温室効果ガス排出量の算定、目標設定、削減に向けた支援」の対象となる事業者は県内に事業所等を有する中小企業者等となります。 「中小企業者等」とは、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第2項に規定する中小企業者等その他法人格を有する民間事業者のうち、次のいずれにも該当しない者をいいます。 ア 発行済株式の総数または出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している事業者 イ 発行済株式の総数または出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している事業者 ウ 大企業の役員または職員を兼務する者が役員総数の2分の1以上を占めている事業者 なお、大企業とは、中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者以外の企業であって、次のいずれにも該当しない者をいう。 (ア) 中小企業投資育成株式会社(昭和38年法律第101号)に規定する中小企業投資育成株式会社 (イ) 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成7年法律第47号)に規定する指定支援機関と基本約定書を締結したもの (ウ) 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)に規定する投資事業有限責任組合</p> <p>なお、「中小企業版SBT認定取得に向けた支援」における対象事業者は県内に本社がある中小企業者等であり、かつSBTiが定める要件を満たす事業者とします。</p>
2	<p>「温室効果ガス排出量可視化研修会」の開催について、研修会3回程度は「異なる内容で開催」とあるが、滋賀県様として特に期待するテーマや重視するテーマ、到達レベルはあるか。</p>	<p>「温室効果ガス排出量可視化研修会」の内容の例としては仕様書に記載のとおりです。中小企業の現状やニーズを踏まえてご提案ください。</p>
3	<p>「温室効果ガス排出量可視化研修会」の開催について、各回の参加者数について、県として期待する目安や最低水準はあるか。オンライン参加人数も評価対象として考えてよいか。</p>	<p>明確に定めた基準等はありません。後段についてはお見込みのとおりです。</p>
4	<p>「温室効果ガス排出量可視化研修会」の開催について、オンラインとオフライン参加比率として県として望ましいと考えている比率はあるか。</p>	<p>明確に定めた基準等はありません。</p>
5	<p>「温室効果ガス排出量可視化研修会」の開催について、3回の研修会は、集客の利点から大津、草津地域が望ましいと考えるが、「湖南」、「湖北」等、3回それぞれで開催地域を変えたほうが良いか？</p>	<p>開催地域については特に定めておらず、ご提案によりますが、多くの方に参加いただくため最適と考えられる方法でご提案ください。</p>
6	<p>「温室効果ガス排出量可視化研修会」の開催について、研修会における県職員の登壇、県施策の説明時間、既存制度紹介の組み込みについて、県として必須または推奨する事項はあるか。</p>	<p>県として必須としている事項はありません。内容の例としては仕様書に記載のとおりです。</p>
7	<p>温室効果ガス排出量の算定、目標設定、削減に向けた支援について、提供するシステムは、新規開発に限られず、提案者が既に保有する既存サービスや、第三者サービスを組み合わせた構成でも差し支えないか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
8	<p>温室効果ガス排出量の算定、目標設定、削減に向けた支援について、「システムを提供する企業数50者程度」とあるが、1者と数える基準は、アカウント発行時点か、初期設定完了時点か、一定のデータ入力実績があった時点か。想定している定義があればお聞かせいただきたい。</p>	<p>一定のデータ入力実績があった時点を想定しています。</p>

9	温室効果ガス排出量の算定、目標設定、削減に向けた支援について、「50者程度を大幅に下回った場合、双方協議の上、委託金額の減額を行う」とあるが、「大幅に下回った場合」の目安や考え方はあるか。募集・広報を適切に実施した場合の扱いも含め、ご教示いただきたい。	本事業においては、50者にシステムを提供することを想定しており、それに係る費用を含めた委託金額となっていることから、実際にシステムを提供した事業者の数が想定を大幅に下回る場合には、双方協議の上、委託金額の減額を行うこととしています。
10	温室効果ガス排出量の算定、目標設定、削減に向けた支援について、システムを提供した企業に対する「算定、目標設定、削減に向けた支援」について、県として最低限期待する支援内容や成果物(例:個別面談、簡易レポート、削減アクション整理、目標設定シート等)はあるか。	「温室効果ガス排出量の算定、目標設定、削減に向けた支援」の内容については仕様書に記載のとおりです。詳細についてはご提案によります。
11	温室効果ガス排出量の算定、目標設定、削減に向けた支援について、本事業におけるScope1・Scope2の算定について、県として想定する基準や準拠の考え方(例:GHG Protocol Corporate Standard、環境省のサプライチェーン排出量算定ガイドライン・排出原単位データベース等)があればご教示いただきたい。特に、提案者が任意に合理的な基準を設定してよいのか、県として統一的に想定する基準があるのかを確認したい。	県として統一的に定める基準はありませんが、GHG Protocol Corporate Standard、環境省のサプライチェーン排出量算定ガイドライン等の一定のルールに基づいて算定いただくことを想定しています。
12	温室効果ガス排出量の算定、目標設定、削減に向けた支援について、Scope2について、県として想定する算定方法や排出係数の考え方(例:location-based / market-based、基礎排出係数・調整後排出係数・電気事業者別排出係数等)があればご教示ください。月次・年次の可視化や企業間比較を行うにあたり、統一的な係数や年度の指定があるかもあわせて確認したいです。	県として統一的に定めるものではありませんが、一定の合理性がある数値に基づき算定いただくことを想定しています。
13	中小企業版 SBT 認定取得に向けた支援について、「中小企業版 SBT 認定取得に向けた支援」において、受託者に求められる到達点は、申請準備・提出支援までか、それとも認定取得そのものまでを想定しているか。外部審査機関の審査期間が契約期間を超える場合の扱いもご教示いただきたい。	本事業における「中小企業版 SBT 認定取得に向けた支援」とは、申請準備や提出支援までを想定しています。
14	中小企業版 SBT 認定取得に向けた支援について、「支援する企業数5者程度」の1者のカウント基準は、支援開始時点か、申請書類作成完了時点か、申請提出時点か。	対象事業者が申請書作成に着手している等、中小企業版 SBT 認定取得に向けた取組が行われていると判断できる事業者数を想定しています。
15	中小企業版 SBT 認定取得に向けた支援について、「5者程度を大幅に下回った場合、双方協議の上、委託金額の減額を行う」とあるが、「大幅に下回った場合」の目安や考え方をご教示いただきたい。	本事業においては、5者に対して中小企業版 SBT 認定取得に向けた支援を行うことを想定しており、それに係る費用を含めた委託金額となっていることから、実際に支援を行った事業者の数が想定を大幅に下回る場合には、双方協議の上、委託金額の減額を行うこととしています。
16	中小企業版 SBT 認定取得に向けた支援について、研修会、システム提供、SBT 支援の募集・広報は受託者が行うとあるが、県HP、ゼロナビが、県のメルマガ、関係機関・支援機関への周知依頼等、県の広報チャネルをどの範囲まで活用できるか。	県においても必要に応じて県ホームページに掲載する等の一定の広報は行いますが、受託者による主体的な取組を想定しています。
17	中小企業版 SBT 認定取得に向けた支援について、類似業務実績として、民間企業向けの温室効果ガス算定支援、可視化支援、脱炭素経営支援、研修会運営、SBT 支援等の実績も、本業務に関連する実績として記載して差し支えないか。なお、JVで参加する場合、各構成企業の実績を合算的に示してよいか。	前段部分についてはお見込みのとおりです。後段部分については、企画提案書に記載のとおり、業務名の欄に受注した企業名を記載ください。

18	共同企業体(JV)で参加する場合、代表構成員が滋賀県の競争入札参加資格者名簿に登録されていれば、その他構成員について同名簿登録は不要との理解でよいでしょうか。あわせて、非代表構成員についても、参加資格①～③を満たす必要があるかご教示ください。	前段部分についてはお見込みのとおりです。後段部分については、プロポーザル実施要領での定めはありませんが、契約時においては契約書(案)別紙の誓約書を提出いただきます。
19	社会政策推進への配慮および県内事業者の加点は、JV構成企業のうち一者でも該当すれば足りるとの理解でよいでしょうか。また、その場合の証憑は該当する構成企業分のみでの提出で足りるか。	お見込みのとおりです。該当する企業分の提出で問題ありません。
20	審査会のプレゼンテーションでは、提出する企画提案書のみを使用するのか。それとも、企画提案書とは別の資料を投影してプレゼンテーションを行ってよいのか。	ご提出いただいた企画提案書に基づいてプレゼンテーションをお願いいたします。
21	企画提案書様式に「A4版2頁以内で記載すること」とあるが、四角の括弧内がA4版2頁以内ということでしょうか。また、フォントサイズを変更してもよいのか。	お見込みのとおりです。フォントサイズについても特に指定はありません。
22	「温室効果ガス排出量可視化研修会」の開催について、参加者は3回全て参加でなく、スポット参加でもよいのか。	お見込みのとおりです。
23	「温室効果ガス排出量の算定、目標設定、削減に向けた支援」について、約50社への削減に向けた支援では、例えば高効率照明への交換のような施策提案を行う想定なのか、あるいは照明サービスの提供会社の提案やサービス導入までを伴走する必要があるのか。	設備の導入までを必須としているものではありません。詳細な支援の内容についてはご提案によります。
24	「温室効果ガス排出量の算定、目標設定、削減に向けた支援」について、システム利用期間終了後に利用企業が継続利用する場合、その費用は利用企業としてよいのか。	お見込みのとおりです。
25	「中小企業版SBT認定取得に向けた支援」について、約5社へのSBT認定取得に向けた支援では、SBT認定取得時に発生する審査手数料(申請企業がSBT審査機関に支払う手数料)は、本業務の委託金額に含めるのか。あるいは申請企業での費用負担となるのか。	申請企業での費用負担となります。
26	今回の事業では第三者委託は可能か。	契約書(案)第17条に記載のとおり、県に対して申請を行い、承認を受けた場合については、委託業務の一部を第三者に委託することが可能です。